



平成 29 年 6 月 15 日

全国健康保険協会熊本支部との協定書締結について

西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、熊本県内の中小企業への健康増進への取組みを支援するため、全国健康保険協会熊本支部（支部長 斉藤 和則）と協定書を締結しましたので、お知らせします。

今回の協定書締結に伴い、同支部がヘルスター健康宣言事業所^{※1}として認定した企業にお勤めの方への住宅ローンの金利を優遇します。

当行は、今後も従業員さまの健康管理に対する企業の積極的な取組みを支援してまいります。

※1 ヘルスター健康宣言事業所とは

平成 27 年 12 月より従業員に対するストレスチェック制度が施行されるなど、現在従業員等の健康管理に対する企業の積極的な取組みが求められています。全国健康保険協会熊本支部ではそのような取組みを支援するため、従業員への健康増進に積極的な熊本県内の中小企業を「ヘルスター健康宣言事業所」として認定しています。

記

1. 協定書締結について

（1）締結の目的

熊本県内の中小企業への健康増進への取組を支援することにより、従業員等への健康増進と熊本県内の中小企業の発展に資すること。

（2）主な目的

- ① 従業員等の健康増進に積極的な県内企業の認証
- ② ヘルスター健康宣言事業所として認定した企業にお勤めの方への住宅ローンの金利優遇

2. 住宅ローン金利の優遇について

（1）概要

「ヘルスター健康宣言事業所」として認定した企業にお勤めの方が住宅ローンを契約する場合、通常適用金利に年 0.2% 上乗せして提供している「3 大疾病保障特約付住宅ローン団体信用生命保険」（以下「3 大疾病団信」）^{※2}にかかる保険料を金利上乗せなしで提供（当行にて負担）します。

※2 「3 大疾病保障特約付住宅ローン団体信用生命保険」とは

一般的な住宅ローン団体信用生命保険で保障される「死亡時」及び「高度障害時」に加え、ご加入者さまが保険期間中に 3 大疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞）と診断された場合についても、保険金をお支払いし、債務（住宅ローン）の返済に充当されるしくみの団信保険です。

（2）対象商品

NCB 建築名人、NCB 借換応援住宅ローン、NCB 無担保住宅ローン、NCB 住宅ローン「キレイの住まい」、NCB 定期借地権付住宅ローン

（3）適用条件

全国健康保険協会熊本支部が「ヘルスター健康宣言事業所」として認定した企業にお勤めの方

（4）取扱開始日

平成 29 年 6 月 26 日（月）お申込み分より

※お借入れには諸条件がございます。詳しくはお近くの銀行窓口にお問い合わせください。
また、審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

本件に関するお問い合わせ先
営業企画部 松下・江熊 TEL 092-476-2561

以 上

ヘルスター健康宣言事業所の社員様限定

3大疾病保障特約付

住宅ローン

金利上乘せ
無し!

3大疾病保障特約付住宅ローン
年0.2%金利優遇

保険料(通常年0.2%金利上乘せ分)を西日本シティ銀行が負担します。

※お申込時には必ず、ヘルスター健康宣言事業所の社員であることをお伝えください。

がん 脳卒中 急性心筋こうそく と診断されたら住宅ローン残高が0円になります!

この保険制度の特徴

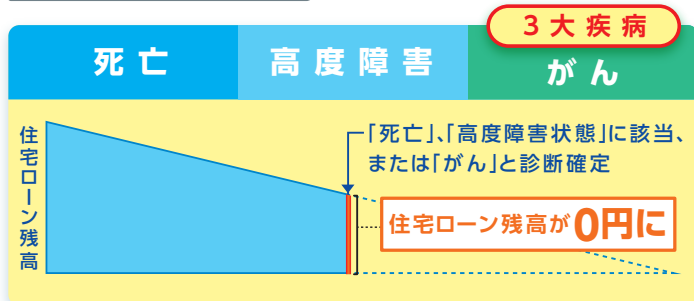
ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。

団体信用生命保険	死亡	死亡されたとき
	高度障害	保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態になられたとき
3大疾病保障特約付 団体信用生命保険	がん	所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき
	脳卒中	保障開始日以後の疾病を原因として、所定の脳卒中を発病し、 ①その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき [平成27年10月1日以降に受けた手術が対象] または ②その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき
	急性心筋こうそく	保障開始日以後の疾病を原因として、所定の急性心筋こうそくを発病し、 ①その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき[平成27年10月1日以降に受けた手術が対象] または ②その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき

住宅ローン残高を保障し完済

お支払いのイメージ

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



金利 上乘せ幅	通常 年0.2% 上乘せ	ヘルスター健康宣言事業所社員様限定 金利上乘せ無し!	対象 商品	●NCB建築名人 ●NCB借換応援住宅ローン
				●NCB無担保住宅ローン ●NCB定期借地権付住宅ローン ●NCB住宅ローン「キレイの住まい」

●上記「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。●上記「団体信用生命保険」の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面の「団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

(平成29年6月26日現在)

最寄りの店舗もしくはローン営業室にお問い合わせください。

詳しくは裏面をご覧ください。

西日本シティ銀行 住宅ローン商品概要

	NCB建築名人	NCB借換応援住宅ローン
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ■ お申込人またはご家族がお住まいになる住宅・マンションの建築・購入資金 ■ 住宅用地の購入資金(但し、1年以内にご自宅を建築されることが条件となります。) ■ 中古住宅購入にあわせたリフォーム資金 ■ 住宅取得にかかる付帯費用および諸費用(保証料・火災保険料・登記費用等) ■ 住み替えに伴う既存住宅売却後に残る住宅ローン残高(上限1,500万円)および諸費用 ■ セカンドハウス購入資金および諸費用 <small>※遊覧・遊覧等が目的の別荘・リゾート等の住宅取得は対象外となります。 ※上記お使いみちの対象となる土地・建物については、お申込人が所有されること、お申込人もしくはご家族が居住するための住宅であることが条件となります。 ※当行の住宅ローンのみで新たにお借入れいただくことが条件となります。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ■ お申込人またはご家族がお住まいになる住宅・マンションに関するお借入金の借換資金 <small>※お申込人に所有権があることが条件となります。</small> ■ 上記と同時に申し込みたいだけのリフォーム資金
お 申 込 金 額	50万円以上1億円以内(1万円単位) <small>※住宅取得にかかる所要資金の範囲内で本体価格(土地+建物)×200%</small>	50万円以上1億円以内(1万円単位) <small>※ご自宅の評価額+1,500万円以内とさせていただきます。 ※評価額は当行所定の評価とさせていただきます。</small>
ご 返 済 期 間	1年以上35年以内(1年単位) <small>※対象となる物件が長期優良住宅に認定された新築戸建物件、および鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の新築マンションである場合、最長40年(1年単位)までお申込みいただけます。 ※中古物件の場合も、長期優良住宅に認定された戸建物件、および鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造のマンションに限り、1年以上40年以内(1年単位)かつ建築から50年を超えない期間でお申込みいただけます。</small>	1年以上35年以内(1年単位) <small>※但し、当初購入から35年を超えない期間とさせていただきます。 ※対象物件が、長期優良住宅に認定された戸建物件、および鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造のマンションである場合、1年以上40年以内(1年単位)かつ建築から50年を超えない期間でお申込みいただけます。</small>

■ 共通事項

ご 利 用 いた だ け る 方	<ul style="list-style-type: none"> ■ お申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下で、完済時の年齢が満81歳以下の方 ただし、「3大疾病保障特約付団体信用生命保険」もしくは「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険」を選択される場合は、申込時の年齢が満20歳以上満50歳以下で、完済時の年齢が満75歳以下の方 ■ 全国健康保険協会熊本支部よりヘルスター健康宣言事業所として認定された企業にお勤めの方 ■ 保証会社の保証が受けられる方 ■ 団体信用生命保険への加入が認められる方 ■ お借換えの場合、お借換対象の借入金の返済実績が2年以上あり、原則として直近1年間ご返済に遅延がない方
お 借 入 利 率	<p>以下のいずれかをご選択いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 金利選択型 固定金利特約(2年・3年・5年・10年・15年・20年)を結びことによって、特約にて定めた期間(特約期間)の金利を固定することができます。 <small>特約期間終了後は変動金利になりますが、再度固定金利特約を結びことも可能です。(固定特約期間中は変動金利等への金利の変更はできません。)</small> <p>【変動金利期間中の金利見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年2回の金利見直しルール お借入後の利率は基準利率の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。 お借入後の利率変更の基準日は毎年4月1日と10月1日の2回となり、基準日以降最初に到来する6月と12月の約定返済日の翌日から適用されます。 ○5年毎の返済額見直しルール 返済額の見直しは5年毎に行い、この間に金利が変更になった場合は返済額のうち元金部分の金額を増減させることで調整します。 ただし、返済額の急激な上昇を防ぐため、変更後の返済額は変更前の1.25倍を上限とさせていただきます。 ■ 全期間固定金利型 お借入時の金利を完済時まで適用します。 <small>※現在の金利については、窓口にお問い合わせいただくか、ローン専用サイト「714919.jp」にてご確認ください。</small> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>金利優遇条件</p> <p>金利選択時に下記の①～②すべての条件を満たす方に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福岡県外※にお住まいの方(または、福岡県内にお住まいのご返済用普通預金口座に給与振込または年金振込をご指定の方) <small>※佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、山口県、広島県、岡山県</small> ② ご契約後、西日本シティ銀行からのお借入金のご返済に遅れない方 </div>
担 保	■ 土地・建物に対して、保証会社が第一順位の抵当権を設定させていただきます。
保証会社に対する連帯保証人	■ 原則として不要 <small>※ただし、土地・建物に持分のある方、収入合算をされる方には連帯保証人となっていただけます。また、保証会社が条件とした場合も連帯保証人が必要です。</small>
保証会社	■ 西日本信用保証(株)または九州総合信用(株)
保証料*	■ 保証料別型/保証会社所定の保証料が必要です。(例)お借入金額1,000万円・ご返済期間20年の場合148,100円～296,200円
ご返済方法	■ 元金均等毎月返済(6ヵ月毎の増額返済もご利用いただけます。)
保 険	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体信用生命保険 ※当行の指定する保険会社の団体信用生命保険にご加入いただけます。保険料は西日本シティ銀行が負担します。 ■ 火災保険 ※建物に対する火災保険に加入していただくか、加入されていることを確認させていただきます。
手 数 料	■ 事務取扱手数料…54,000円(消費税等込) ※ご返済期間中に返済条件を変更される際には、別途手数料等が必要です。

*保証料込型もご選択いただけます。くわしくは窓口にお問い合わせください。

(平成29年6月26日現在)

※店頭で説明書をご用意しております。また、店頭で返済額を試算させていただきます。

ご 注 意 くだ さい	<ul style="list-style-type: none"> ● お借入時の金利は、毎月見直しが行われます。また、お申込時ではなく実際にお借入れいただく日の金利が適用となり、お申込時の金利と異なる場合がございます。● 適用条件確認の基準日等、詳しくは窓口にお問い合わせください。● 変動金利でお借入れの場合、将来の金利上昇時にはお客さまのお利息支払い負担が増加する事になります。変動金利型のお借入れをご検討される場合には、将来の金利上昇リスクに十分ご注意ください。● 銀行および保証会社所定の審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。 ● 金融情勢等により、予告なく適用金利や商品内容を見直したり、中止したりする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
-------------	--

パソコン・携帯電話から気軽にご利用いただけます! ローン専用サイト「<http://714919.jp>」もシミュレーションや相談・申込機能が充実!

● ローン専用インターネットサイト

<http://714919.jp>

● お電話での相談・お問い合わせは

☎ **0120-714-919** **土日もOK!** [サービスメニュー] 住宅ローン

[受付時間]平日9:00～20:00/土・日曜日10:00～17:00 ※休業日…12/31～1/3・5/3～5/5・祝日・振替休日

※お申込時には必ず、ヘルスター健康宣言事業所の社員であることをお伝えください。